

## 教育委員会が再発防止に係る施策として研修を取り上げた提言とその対応について

答申 年月	対応表 No	提言	提言を受けて新設・見直しを行った研修等			
			通し No	新設・見直しを行った研修等	研修の態様・対象者・実施回数等	教育委員会としての評価・課題
平成 26年 9月 事案 いじめ 問題 専門 委員会	2	各学校は、生徒指導問題について、具体の事例を用いながら、チーム対応の確認、スクールカウンセラーの活用に関する研修を年度当初に行うこと。特に研修においては、震災、テレビゲーム、スマートフォン等の影響を含む、発達段階をふまえた子どもの深層心理に対する理解を含むこと	1	いじめの未然防止を目指し、望ましい学級づくりや子供の気持ち、心理について学ぶことを目的とする研修を新設した。 PTAとも連携した市民開放講座も開催するとともに、メディア等の影響も含めた今の子供たちの現状から、どう子供を守るかをテーマにした講義・演習形式の研修を実施した。(H28年度)	平成28年度に、教職員、PTA、一般市民を対象とした「子供の心理等に関する研修」を開催した。(計487名参加) また、いじめ対策担当教諭他希望者に向けた研修も新設し2回実施した。 以後、教職員のみではなく一般市民も参加可能な「情報モラル教育」や「発達障害」に関する開放講座を平成29年度、30年度と開催し、教員に対する「いじめ未然防止を目指し、子供の心理を理解すること」についての研修を年1～2回程度約120名を対象に実施している。	平成28年度から継続して実施している研修では、子供たちが自己肯定感を持ち、生き生きと学校生活を送るためのコーチング等も講義内容に盛り込んでいる。 今後ますます価値観の多様化への対応や多様な学びの場の整備が求められる中で、一人一人の児童生徒の内面に寄り添った対応を行うための研修を継続して実施していくことが必要であると考えている。
			2	校長会、いじめ対策担当教諭研修、不登校支援コーディネーター研修、フレッシュ研修等でスクールロイヤーを講師として法的視点を取り入れた研修を実施している。(令和元年度)	各学校において、全職員対象に、校内いじめマニュアル等に定める適切な対処の確認や、スクールカウンセラーによる研修を年1回以上実施することとした。	年度ごとのセルフチェックシートの実施により、校長が、スクールカウンセラーによる研修等のいじめ防止に係る校内研修の取組状況を確認し、取組が十分でなかった場合には速やかに改善することとしたため、各学校が確実に研修を実施するようになった。
	6	教育委員会は、全市的な研修や協議を行うなどの方法により、校内研修の実施内容を点検し、充実を図ること	3	スクールロイヤーを活用した校内研修の実施。(H30年度)	希望した学校で、全職員を対象に実施した。 H30年度12校(小4校、中7校、中等1校) R元年度16校(小8校、中8校)	研修開催の希望状況や受講した教員のアンケート(約9割が満足と回答)から、弁護士による研修の必要性を極めて認識しており、今後さらに拡充していきたい。
			4	校内研修の充実を図るため、5月にチェックシートの提出を求め、校内研修の確実な実施を図ると共に、ハンドブックを活用した研修となるように通知している。(令和元年度)	令和元年度から、各学校において、年度初めの4月中旬に、「いじめ対策ハンドブック」に示されている「校内いじめ対応システム」「教職員の連携」「保護者・地域との連携」「いじめ防止の取組」の内容についての研修を実施し、全職員が確認した。	年度ごとのセルフチェックシートの実施により、校長が、ハンドブックを活用した研修等のいじめ防止に係る研修の取組状況を確認し、取組が十分でなかった場合には速やかに改善することとしたため、各学校が確実に研修を実施するようになった。校長のセルフチェックシートは5月初めまでに市教委に提出することとしている。
			5	職種・職位・経験年数によって求められる教職員の力量等を示した育成指標において「いじめ防止・いじめ対応」を具体化した項目として追加し、研修の到達度の判断や自己評価に活かせるようにした。(令和2年度)	教員育成指標は平成29年度に策定し、各学校に配付する教育委員会の研修全般を案内した冊子(例:センター研修2019)に頁を設け、また、教育センターのホームページにも掲載し周知を図ってきている。各研修が、どのような力量の向上に活かされるのか、要項・アンケート等にも明記し、教育の意識化に努めている。	・どのキャリアの段階で、どのような研修が必要かを、より系統立てて研修計画に反映できるようになってきている。 ・受講者に対し、研修で学んだことを校内でどのように活用しているか、実際に活用したか等のアンケート調査は行っているが、自身の力量向上や校内周知といった効果の測定のあり方については、検討の必要性を感じている。
	7	教育委員会は、管理職候補者を含め、管理職の学校危機管理能力の伸長を図る施策を行うこと	6	平成27年度管理職候補者研修に「不登校やいじめ防止対策で学校に求められること」、平成28年度からは、これに加え「これからの管理職に求められること」とし、管理職としての危機管理能力の向上を図ることをねらいに実施した。	講話・講義・演習等による研修。 平成28年度は、主幹教諭、教務主任等管理職候補者25名に対し3回実施。 以後、同様の内容の研修を中堅職員や管理職候補者の研修に盛り込み毎年度2回程度実施。	管理職候補者・主幹教諭・教務主任研修・教職経験16年目・21年目・26年目の悉皆研修に学校のリーダーとしての危機管理能力・組織マネジメント能力の向上を図る内容を盛り込んでいる。 今後も、校内でのリーダーとして自分が対応するだけでなく、どう校内の教職員組織をまとめていくかという視点の研修内容も充実を図っていく。
			7	平成27年度は教頭研修「学校事故対応」の講師を弁護士、「学校事故等における児童生徒のメンタルヘルス」を臨床心理士に講師を依頼し、専門的な立場からの研修を実施してきているが、H28年度からは、学校組織マネジメントの視点も盛り込んだ危機管理能力の伸長を図る研修としている。	平成28年度は、小中学校、特別支援学校の教頭を対象に「不登校やいじめ防止対策で学校に求められていること・校内協働体制づくり」と題し、講義・演習形式で2回実施。 平成29年度は、全教頭を対象に「児童生徒の自死予防について」の研修、令和元年度はスクールロイヤーを講師として、「法的な視点からいじめを捉える」狙いで研修を実施した。	今後も危機管理能力の伸長とともに学校組織対応の要となる力量を向上していけるように研修内容を検討して実施していく。
			8	いじめ対応も含めた学校運営の推進者としての力量の向上を図るために、主幹教諭・教務主任研修に「いじめ対応等を含む危機管理の推進に向けた講義・演習を新規に盛り込む。(H28年度)	講義・演習等による研修。 平成28年度は、小中学校、特別支援学校の主幹教諭、教務主任を対象に1回実施。 以後、同様の内容の研修を毎年度1回実施。	各校の具体的な課題を持ち寄り、解決に向けて協議形式で研修を実施することにより、対応の推進者としての危機管理能力の向上を図っている。 今後、管理職の視点も含め能力の更なる向上に向けた研修内容を検討していく。
			9	新任校長研修「いじめ対応に係る講義・演習」の講師を弁護士に依頼し、法的な視点からの危機管理能力の向上を目的とし、事例を基にした協議形式の研修を実施(H28年度)	講義・演習等による研修。 平成28年度から、小中学校、特別支援学校の新任校長に対する研修7日間で1日をこの研修に充てている。 以後、新任教頭対しても同様の内容で、毎年度3回程度実施している。	平成28年度から新任校長研修、新任教頭研修のいじめ防止等に関する研修の講師を弁護士にも依頼し、専門的見地からいじめ防止、保護者対応等について学んだ。対応の際の法的根拠等を知る機会となっている。
			10	平成29年度、全教頭・全学校事務職員合同で、いじめ対応等も含む「チーム学校」としての対応について協議する研修を新設(H29年度)	講義・演習等による研修 平成29年度から、小中学校、特別支援学校の教頭・学校事務職員を対象に1回実施。 以後、同様の内容の研修を毎年度1回程度実施。	同校の教頭・学校事務職員が同じような学校課題を持つ同じグループでの協議に参加することで、課題と今後の学校体制づくりについて考えることができた。 学校での周知と合わせて、同一校で複数の受講生が同じ研修を受けることの有効性を感じる。複数の教職員が参加という多忙化の課題も含めて検討していく。

## 教育委員会が再発防止に係る施策として研修を取り上げた提言とその対応について

答申 年月	対応表 No	提言	提言を受けて新設・見直しを行った研修等			
			通し No	新設・見直しを行った研修等	研修の態様・対象者・実施回数等	教育委員会としての評価・課題
平成 28 年 2 月 事 案 い じ め 問 題 専 門 委 員 会	14	各学校においては、児童生徒が有する個別の課題について、児童生徒自身が自分の在り方を自分に適した進捗で考え、中長期の視点をもって生活していくことができるような指導と支援について、保護者と学校が十分に相談できるような指導と支援を保護者と十分に相談し、記録を確認しながら進めること	11	児童生徒が有する個別の課題について、児童生徒自身が自分の在り方を自分に適した進捗で考え、中長期の視点をもって生活していくことができるような指導と支援について、保護者と学校が十分に相談できるような指導と支援について、保護者と学校が十分に相談できるような指導と支援を保護者と十分に相談し、記録を確認しながら進めること	各学校内の校内研修や職員会議等の機会に、特別支援教育コーディネーター等が中心となって、特別支援教育推進資料「個別の教育支援計画・個別の指導計画を作って活かすための5つの大事なこと」をテキストとして活用する。 各学校の状況に応じて実施するよう働きかけている。	・研修の実施状況等について特に調査等は行っていないが、学校の教員からは「本資料はわかりやすく、テキストとして使いやすかった」との感想も受けている。 ・今後も個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用について、学校への働きかけを継続し、充実を図るように努めていく。
	15	各学校においては、中学生の発達段階の特性を踏まえた教育相談の知識とスキルの向上を図ること、自立の支援と問題解決の支援をバランスよく行うこと	12	生徒指導研修やいじめ対策担当教諭研修、不登校支援コーディネーター研修、心のケア研修等の中で、現状を踏まえた事例を取り入れ、現場ですぐに生かせるように工夫している。(H30年度)	・生徒指導研修(生徒指導担当者) H30.10:児童虐待ケース H31.4:いじめ・不登校重大事態への対応 R1.11:いじめ事案と保護者対応 R1.11:指導困難学級ケース ・いじめ対策担当教諭研修(いじめ対策担当者) H30.7:障害を抱える児童へのいじめ対応 R1.5:いじめ事案と保護者対応 R1.7:加害生徒がいじめを認めない場合の対応 ・不登校支援コーディネーター研修(不登校支援コーディネーター) H30.7:登校渋りと保健室登校への対応 R1.7:家庭要因を抱えた不登校への支援 ・心のケア研修(教育相談担当・管理職、生徒指導) H30.8:児童生徒の心と体の健康調査結果 震災後8年目を迎えた心のケア等 R1.7:震災後の心のケア	具体的な事例を基にした演習やケーススタディ等を取り入れた研修となり、受講した教員のアンケートからは、児童生徒理解や教育相談に係る知識やスキルの向上など実践的な内容であると好評を得た。今後、研修の中でPDCAが図られる仕組みづくり等を考えていく必要がある。
	16	各学校の養護教諭は、管理職はもとより生徒指導主事や特別支援教育コーディネーターと協働しつつ、関係機関との連携により教育相談の質が高められるように、日々児童生徒を見守ることのできる要職として中心的役割を果たすようにすること	13	平成29年度から、養護教諭研修(新規、5・10年経験者研修)において、既存の「心のケアにおける養護教諭の役割(いじめ・虐待・不登校への対応)に加え、「児童生徒理解に関する協議」「コミュニケーショントレーニング」「学校における危機管理」「いじめ防止に向けて(学校組織としての教育相談)」の内容等を盛り込むなど学校組織の中での養護教諭の役割について研修の充実を図る。(H29年度)	平成29年度は、新任養護教諭研修全12回中、左記研修を3回実施。養護教諭5年経験者に対しては研修全6回中3回、10年経験者に対しては研修全8回中3回実施。 以後、経験年数に応じて毎年度同様の内容の研修を実施している。	平成29年度から、教諭と合同(新採、5年次、10年経験者)で実施し協議する研修も盛り込み、それぞれの立場と組織内の連携について学んでいる。 いじめ防止だけでなく、これからの養護教諭に求められるコーディネイト役、教育相談、心のケア等、更に研修の充実を図っていきたい。
			14	中学校教育研究会・健康教育部会において、スクールロイヤーを活用した研修を実施した。(令和元年度)	養護教諭を対象にスクールロイヤーが、学校が直面するいじめや様々な事情を抱える生徒及び保護者への対応、緊急事態発生時の対応など具体的な事案を踏まえ研修を行った。 (令和元年度)	参加した養護教諭からは、「客観的な視点からいじめの対応について考えることができた」、「自分や学校なりの対応では危険であると再認識した」との自己評価があり、法的な視点での対応を学ぶ機会となっている。
	18	教育委員会は、スクールカウンセラーが、子どもの内面に丁寧に向き合い多様な必要性に応えるとともに、教職員・保護者が適切に子どもの問題に関わるための助言や援助等を行うことができるように、その資質向上を図ること	15	スクールカウンセラー研修等で、事例検討や情報交換等を通して、実践力を高められるように研修を工夫している。(H29年度)	平成29年度から、研修の工夫・充実を図っており、令和元年度以降、以下のとおり研修を実施している。 【令和元年度～】 ・全体研修・SC全員・3回 ・連絡協議会・SC全員・1回 ・グループ研修・SC全員・5回 ・機関研修・新任SC・1回 ・新任採用研修・新任SC・2回	必要性の高い内容について、講話と事例検討の関連性を持たせた研修を行うことで、経験年数の少ないスクールカウンセラーが、学校組織の中で、教職員と関わりながら児童生徒の問題の対応力向上につながっている。
	20	教育委員会は、いじめ防止対策推進法第9条に基づく保護者の責務について、啓発活動を行うこと	16	平成30年1月に、「子供たちにこれからの情報社会を生きぬく力を育てる」、平成30年8月に「発達障害は特別?」と題した市民開放講座を市PTA教委議会の協力を得て実施した。(H29年度)	○平成29年度「子供たちにこれからの情報社会を生きぬく力を育てる」 市立学校教員、PTA、一般市民:計437名参加 ○平成30年度「発達障害は特別?」 市立学校教員、PTA、一般市民:計651名参加	○平成28年度から継続していじめ未然防止についての学校と保護者との連携、保護者の責務について「市民開放講座」という形で市PTA協議会等とも連携して実施してきた。 ○平成29年度は、情報化推進及び情報モラルの現状を理解し、これからの情報化社会を生き抜く力を子供たちにどう育てていくか、学校と家庭の役割を保護者・市民と共に考える機会とした。有識者・校長・保護者・生徒の代表によるパネルディスカッション形式で実施した。 ○平成30年度においては、NHKディレクターの基調講演「クラスで共に生きるには?」を基に「一人一人に合わせた配慮とチーム(学校・家庭)での支援」について、学校・保護者・市民それぞれの責務について共に考える機会とした。一人一人の児童生徒の内面に寄り添った対応を学校だけでなく家庭にも啓発していく研修を今後も継続して実施していくとともに、各学校・各PTAを通しての各家庭への周知等についての検証の在り方についても検討していきたい。
			17	いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」を配付し、家庭でも「いじめ」について理解を深めるよう啓発に努めている。(令和元年度)	全児童生徒及び保護者、地域を対象に年1回配付	各学校においてPTAと連携し保護者の責務や役割等について啓発・周知を図っている。今後も地域も含め、家庭教育の重要性やいじめ問題への理解を一層深めていく必要がある。
21	教育委員会は、これらの提案の実現のために人的物的支援および教職員の労働環境の改善を図ること	18	スクールロイヤーを学校に派遣し、全職員対象の研修を実施している。(令和元年度)	希望した学校すべてに派遣して実施した。 H30年度12校(小4校、中7校、中等1校) R元年度16校(小8校、中8校)	研修開催の希望状況や受講した教員のアンケート(約9割が満足と回答)から、弁護士による研修の必要性を改めて認識しており、今後さらに拡充していきたい。	

## 教育委員会が再発防止に係る施策として研修を取り上げた提言とその対応について

答申 年月	対応表 No	提言	提言を受けて新設・見直しを行った研修等			
			通し No	新設・見直しを行った研修等	研修の態様・対象者・実施回数等	教育委員会としての評価・課題
平成 28 年 2 月 事 案 い じ め 問 題 再 調 査 委 員 会	22	(1) 教師のいじめの 感知能力の向上	19	生徒指導事案への具体的な対応や留意点など、事例検討をとおした内容に加え、教職員全体の共通理解・共通行動に向け、担当者としての対応の在り方について考える研修とした。(H30年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導研修(生徒指導担当者) H30.10: 児童虐待ケース H31.4: いじめ・不登校重大事態への対応 R1.11: いじめ事案と保護者対応 R1.11: 指導困難学級ケース</li> <li>いじめ対策担当教諭研修(いじめ対策担当者) H30.7: 障害を抱える児童へのいじめ対応 R1.5: いじめ事案と保護者対応 R1.7: 加害生徒がいじめを認めない場合の対応</li> <li>不登校支援コーディネーター研修(不登校支援コーディネーター) H30.7: 登校渋りと保健室登校への対応 R1.7: 家庭要因を抱えた不登校への支援</li> </ul>	具体的な事例を基にした演習やケーススタディ等を取り入れた研修に対し、受講した教員のアンケートからは、児童生徒理解や教育相談に係る知識やスキルの向上など実践的な内容であると好評を得た。今後、研修の中でPDCAが図られる仕組みづくり等を考えていく必要がある。
			20	管理職研修、フレッシュ3年次、5年次ブロック研修、中堅教諭等資質向上研修、ミドルリーダー研修講師をスクールロイヤーに依頼し、学校内の狭い視野だけでなく、事例を基に法的な視野からのいじめ対応力及び感知能力の向上を図る。(令和元年度)	令和元年度にいじめ防止対策に係る研修体系を見直し、すべての管理職が、いじめ防止対策等に関する研修を年1回受講とすることとした。また、管理職以外の新任層、中間層、ベテラン層等、すべての教員がいじめ防止対策に関する研修を定期的に受講できるよう、研修体系を見直した。年度当初から全ての教職員が共通理解し、いじめ防止対策を確実に推進できるよう、研修を早い段階に設定している。	いじめ防止対策に係る研修体系の見直しを行い、その中で、スクールロイヤーの活用などにも積極的に触れるようにしている。法的な視点からも研修することにより、困難ケースだけでなく、その児童生徒の将来も考えた長期的視点からの対応についても学ぶ機会となっている。答申や仙台市いじめの防止等に関する条例を受けた校長会において、教職員の感度を上げること等について各校での周知を図ることとした。各研修においてもいじめ対応だけでなく、児童生徒理解と感知能力の向上を目指して、研修体系の随時見直し・充実を図ることとしている。
	23	(2) 教師のいじめの 聴き取りを行う実践的 なスキルの向上	21	生徒の心理についての理解を深めるために、特別支援教育実践研究校報告会にて有識者を招聘して研修を行った。平成31年2月には「反応性愛着障害」について、令和2年2月には「発達障害と少年非行」について取り上げた。	「特別支援教育実践研究協力校報告会」の中で、反応性愛着障害や少年非行についてについて知見を有する専門家による講演を行った。 ・対象者：幼・小・中・中等・高・特 各学校1名程度 ・実施回数：年間1回	・発達障害のある児童生徒について、特別支援教育の視点だけではなく、反応性愛着障害、少年非行といった視点からも捉え、学校での対応を充実させていくために、参加した教職員の理解を深めることができたと考えられる。 ・これを学校全体に広げていくには、今後も様々な機会をとらえた取組に努める必要がある。
			22	いじめ不登校対応支援チームの学校訪問の際、聴き取りの精度を高めるように指導している。特に、経験年数の少ない先生方への指導について助言をしている。(令和元年度)	いじめ不登校対応支援チームが、全市立学校189校を訪問し、校長、教頭、いじめ対策担当教諭や不登校支援コーディネーター等に対し、実際の事例の対応をもとにした事実確認の仕方や児童生徒に寄り添った聴取の方法を助言した。	いじめ不登校対応支援チームの学校訪問の際、指導主事が担当教諭に直接、具体的に指導助言することで、効果的なOJT研修となっている。他の教職員に如何に周知していくかが今後の課題となる。
			23	いじめ対策担当教諭研修において、スクールロイヤーの講話の中に、聴き取りに関する説明を盛り込んだ。講話の内容について、各校で伝講するように指導した。(令和元年度)	いじめ対策担当教諭を対象の年4回の研修のうち、2回の研修において、いじめの定義や予防・事案への対応等について研修し、法的視点での対応のほか、加害生徒がいじめを認めない場合と認めた場合の対応、保護者連絡等の具体例を研修した。(令和元年度)	受講した教員のアンケートからは、いじめ解消に向けた見守り・再発防止の強化など、法的な視点を理解できたと好評を得た。今後のいじめ対策について、より具体的な内容を知り得ることとなり、校内の組織対応等、対応力の向上につなげる必要がある。
	24	(3) より実行性のあ るいじめ防止対策 ①いじめに対する対応 力の底上げ	24	平成元年度にいじめ防止対策に係る研修体系を見直し、すべての管理職が、いじめ防止対策等に関する研修を年1回受講とすることとした。管理職以外の新任層、中間層、ベテラン層等、すべての教員がいじめ防止対策に関する研修を定期的に受講できるよう、研修体系を構築する。年度当初から全ての教職員が共通理解し、いじめ防止対策を確実に推進できるよう、研修を早い段階に設定している。スクールロイヤーを講師として活用し、法的な視点から実行力のある対応力の向上を図った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>初任者層研修において「いじめ・不登校の理解と対応」講義及び事例についての演習、中間層教員研修においてスクールロイヤーを講師とした「法的側面からのいじめ対応の徹底」講義・演習、ベテラン層研修において、「いじめ対応に関するグループ協議」をそれぞれ年1回研修の中に盛り込み、体系的に実施し、対応力の向上を図っている。</li> <li>管理職を対象とした研修において、「いじめの基本認識といじめへの組織的な対応」、スクールロイヤーを講師とした「法的な視点からいじめを捉える」研修を年に2回事例に基づく演習を中心に組織体制の構築や実践的な運用及び困難事案の対応の在り方等充実させている。</li> <li>各年次研修において、スキルアップ研修等(児童生徒理解・発達障害等)の内容を年に1回設定し、充実を図っている。</li> </ul>	いじめに対するより実行性のある対応力の底上げ、全職員への共通意識の徹底を図るため、教育委員会事務局の関係課で連携を図り、いじめ防止対策に係る研修体系の見直しを図った。そのことにより、年次研修だけでなく、管理職・養護教諭・いじめ対策担当等、すべての教職員への研修の在り方について体系付けることができた。研修内容の重なりを防ぐ精査にもなり、多忙化解消にもつながっている。今後も各課連携を図りながら、随時研修体系について見直しを図っていく。

## 教育委員会が再発防止に係る施策として研修を取り上げた提言とその対応について

平成28年2月 平成30年12月 事業 いじめ問題 再調査委員会	答申 年月	対応表 No	提言	提言を受けて新設・見直しを行った研修等			
				通し No	新設・見直しを行った研修等	研修の態様・対象者・実施回数等	教育委員会としての評価・課題
	27	(5) すべての児童生徒の個別性・多様性への対応 ①多様な価値観の尊重と個別性への対応	25	多様な価値観の尊重と個性への対応力を向上させることをねらいに、3年次の教諭を対象とした研修「人を人として大切に作る」(人権教育)を新設した。(H30年度)	講義形式での研修。 平成30年度から、経験年数3年目の教諭への研修全3回のうち、1回を左記研修に、もう1回を「自死予防」についての研修に充てている。 令和元年度も同様に実施。(対象約180名)	年次研修において、生徒指導・特別支援教育と関連させて、日々の学校生活における「学級づくり・人間関係づくり」をベースとした「一人一人を認め合うこと」の指導に関する研修の充実を図っていく。各教科等の研修においても、どのように一人一人の考えを認め合うか等、授業における「認め合い」についての研修内容を盛り込んで実施していく。	
			26	児童生徒の個別性・多様性への対応力とミドルリーダーとして対応の中核としてのコーディネータ力の向上をねらいに、中堅教諭等資質向上研修「認め合い、学び合う学級づくり」～特別支援教育の充実を目指して～「豊かな心の育成を目指して」「学校づくりを担うミドルリーダーとしての役割」を新設した。(H30年度)	講義・演習等での研修。 平成30年度から、経験年数11年目及び10年目の教諭への研修全7回のうち、1回を左記研修に充てている。 この他、「心の健康心のケア」「学校における危機管理」「インクルーシブ教育研修」「人権教育研修」の研修からを1研修を選択して受講する。 令和元年度も同様に実施。		
			27	多様な価値観の尊重と個性への対応力を向上させることをねらいに、人権教育研修「多様性を認め合える社会の実現に向けて」を実施。令和元年度、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりに加えて、SNSにおける人権侵害の内容等充実させる。 令和2年度は、更に研修回数を増やし、外国人児童生徒の抱える課題や校内での指導体制のポイントについての内容を盛り込む。	講義・演習での研修。 令和元年度は、小中学校、高校、特別支援学校の教諭・講師・事務職員の希望者約40名に対し、2回実施(性的マイノリティ・SNS侵害)。 令和2年度は、希望者約40名に対し、3回実施(外国人児童生徒の抱える課題等・性的マイノリティ・SNS侵害)。		
	28	(5) すべての生徒の個別性・多様性への対応 ②特別な配慮を要する児童生徒への対応力を向上させる	28	特別な配慮を要する児童生徒への対応力を向上させることをねらいに、新任の教諭に対する研修「特別支援教育の理解～発達障害児童生徒理解」を新設した。(令和元年度)	講義による研修。 令和元年度から、新任教諭に対する研修全12回のうち、1回を左記研修に充てている。(対象約290名) ※2年次教諭に対する研修においては、平成27度から「特別支援教育の理解と支援の実践」に関する研修を継続して実施している。	平成30年度から「児童生徒理解」「いじめ・不登校」等に加えて、1年次・3年次・5年次の教諭に対する研修・中堅教諭等資質向上研修において、特別な配慮を要する児童生徒への対応力を向上させるための研修内容の充実を図った。 今後もいじめ対応に限らず、「特別な配慮を要する児童生徒への対応力を向上させる」研修内容を学級づくりとともに体系的に構築していく。 中堅教諭等資質向上研修においては、より一層ミドルリーダーとして学級経営としての対応の視点から学年・学校という視点での対応について考える研修内容の充実を図っていく。	
			29	特別な配慮を要する児童生徒への対応力を向上させることをねらいに、5年次の教諭に対する研修「配慮を要する児童生徒の理解と支援」を新設した。(H30年度)	講義・協議による研修。 平成30年度から、経験年数5年目の教諭に対する研修全4回のうち、1回を左記研修に充てている。(対象約140名) 令和元年度も同様に実施。		
			30	特別な配慮を要する児童生徒への対応力を向上させることをねらいに、新規・5年・10年経験養護教諭研修「健康相談と保健指導(ケース会議)」を新設した。(H30年度)	講義・演習等による研修。 平成30年度から、新任養護教諭研修全12回、養護教諭5年経験者に対する研修全5回、10年経験者に対する研修全6回中、1回を合同で左記研修に充て実施している。(対象約15名) 令和元年度も同様に実施。		
			31	特別な配慮を要する児童生徒への対応力及び教頭としての校内体制づくり等の学校経営力を向上させることをねらいに、教頭研修「インクルーシブ教育システム構築に向けて」を新設した。(H30年度)	講義・演習等による研修。 全教頭に対する研修全2回のうち、1回を左記研修に充てている。 この他、学校事務職員と合同で「チーム学校」の組織体制づくりについての研修を実施している。 令和元年度も同様に実施。		
			32	学校の組織マネジメントの一員として力を発揮するよう、学校事務職員の研修に、特別な配慮を要する児童生徒への対応力の向上を目的とした内容を新規に盛り込んだ。(H30年度)	講義による研修。 平成30年度から、全ての学校事務職員に対する研修全3回のうち、1回を左記研修に充てている。 この他、教頭と合同で「チーム学校」の組織体制づくりについての研修を実施している。(対象約160名) 令和元年度も同様に実施。		
			33	読み書きにつまずきがある児童の早期把握と早期支援のための指導モデルMIMを令和2年4月に全小学校に導入し、指導者研修を令和2年度中に2回計画している。	多層指導モデルMIMの開発者である国立特別支援教育総合研究所の研究員を招き、講義・演習を行う。 ・対象者：小学校低学年を担当する教諭(各学校1名) ・実施回数：年間2回(4月、12月)		・4月に予定していた第1回研修は、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかったが、DVDに収録した講義を対象者に視聴させることで代替とした。 ・令和2年10月に行ったMIMの実施状況に関するアンケート調査によると、「読みの苦手な児童の早期把握につながった」とする教員が、調査対象のおよそ60%となっており、各学校でMIMを活用した取組により効果を上げつつあると受け止めている。
			34	いじめ不登校対策支援チームにおいて、学校組織体制を確認し、一部の教員にのみ負担がかからないよう助言している。また、いじめ対策担当研修においても、学校の指導体制の見直しについて、指導・助言を行っている。(H30年度)	令和元年度、4月の合同校長会で、全市立校長を対象に、仙台市長が、学校組織、保護者、地域によるいじめ防止対応に係る講話を実施した。		条例の制定に伴う学校いじめ基本方針の改定や組織体制の更なる整備の必要性などの理解が図られた。同年5月から校長を中心に、児童生徒、保護者、地域への周知がなされ、全ての学校で体制の整備が8月末までに完了したとの報告を受けた。
	35	いじめ不登校対策支援チームで各学校を訪問した際、学校の対応方針や学校いじめ調査委員会の設置要綱を確認し、不備のあるところについては修正するよう助言している。(令和元年度)	各学校が、令和元年5月末までに「学校いじめ重大事態に係る対応方針」を策定し、全職員に周知するとともに重大事態が発生した場合の組織的な対応について確認した。	年度ごとのセルフチェックシートの実施により、校長が、重大事態発生時の対応等の校内研修の取組状況を確認し、取組が十分でなかった場合に速やかに改善することとしたため、確実に研修を実施するようになった。			